

公的研究費に関する管理責任について

「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」(令和3年10月1日)による

最高管理責任者(学長)

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が、責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

統括管理責任者
(学務局長と副学長)

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、不正防止対策の基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定・実施し、その状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス
推進責任者
(各学部長、東洋、
書道研究所長・国
際交流セン
ター長)

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める職務を執り行う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策の実施及び統括管理責任者への報告。
- (2) 部局内の研究者等に対するコンプライアンス教育の実施及び受講管理
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局における公的研究費のモニタリング及び改善指導

コンプライアンス推
進副責任者(各学科
主任、教務主任、研
究推進室事務長)

コンプライアンス推進責任者を補佐する役割

不正使用が行われた場合、
責任者も処分の対象とな
ることの明文化が義務化

「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」第25条3項

不正使用が認定された場合の手続きについては、学校法人大東文化学園職員懲戒規程の定めるところによる。